

大阪府労委2008年(不)第16号

大阪夕陽丘学園事件

2008年5月21日

大阪府労働委員会 御中

申立人 大阪教育合同労働組合

準備書面(1)

被申立人答弁書および準備書面(1)は、その主張が不明瞭であるか若しくは主張がないため、申立人は反論ができない。そこで、次の通り求釈明を行う。

1. 答弁書第2.1.(2) - 2頁 - には次の記載がある。

平成19年11月27日及び28日の事情聴取にあるところ,同日時点では,同兩名は「書道部員である3名の生徒が負担している合宿費用9万円に関連付け,そのうちの8万円を施設費名目でPTAに請求し,同金員を詐取した。」旨認めていたところ,

上記記載のうち、「」内は引用の体裁を取っているが、何かの引用であるかどうか明らかにされたい。また、引用であるなら、それを証拠として提出されたい。

2. 被申立人準備書面(1)第1.1.(2)および同(4) - 2頁 - において、第1回団交および第2回団交で自宅待機が確認されたことについて、「否認若しくは争い」としているが、否認なのか争うのか、明確にされたい。

3. 被申立人準備書面(1)第1.1.(9) - 2頁 - において、「申立人側の真実でない虚偽事実の説明や甲第10号証のごとき虚偽内容のピラ」との記載があるが、「虚偽事実」および「虚偽内容」が何を指しているのか明らかにされたい。

4. 被申立人準備書面(1)第1.1.(1)ないし(3) - 4頁 - において、本件が不当労働行為にあたるとの申立人の主張に対して、「否認若しくは争う」とするだけで被申立人の主張・反論がない。被申立人の主張・反論を明らかにされたい。

5. 被申立人準備書面(1)第2.1および同2に記載されている「就業規則」を提出されたい。

以上